

広島市鳥獣被害対策実施隊設置要綱

平成25年3月21日

(設置)

第1条 広島市において、広島市鳥獣被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するため、鳥獣による被害の防止のための特別措置法（平成19年法律第134号）第9条の規定に基づき、広島市鳥獣被害対策実施隊を設置する。

(業務)

第2条 実施隊は、次の業務を行う。

- (1) 有害鳥獣被害防護柵の設置に関すること。
- (2) 有害鳥獣被害防除に関する農家指導。
- (3) その他農林業への有害鳥獣被害防止対策に関すること。

(隊員)

第3条 実施隊の隊員は、以下の職員の中から市長が任命する

- (1) 広島市経済観光局農林水産部農政課農畜産係職員
 - (2) 広島市経済観光局農林水産部農林整備課職員
 - (3) 安佐南区役所農林建設部農林課農林振興係職員
 - (4) 安佐北区役所農林建設部農林課農林振興係職員
 - (5) 安芸区役所農林建設部農林課農林振興係職員
 - (6) 佐伯区役所農林建設部農林課農林振興係職員
- 2 隊員の任期は、1年又は当該年度の3月31日までとする。ただし、隊員が欠けた場合における補欠の隊員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 3 隊員の再任を妨げないものとする。

(事務局)

第5条 実施隊の事務局は、広島市経済観光局農林水産部農政課・農林整備課内に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月21日から施行する